

Japanische Industrie- und Handelsvereinigung in Berlin e.V.
BERLINER LUFT
2005年第5号(2005年11月03日)

ベルリン日本商工会
編集発行人 岩崎正博
Charlottenstrasse 10
14109 Berlin
TEL:030-8036070
FAX:030-8038905

目次

事務局からのお知らせ(1ページ)

在独日本大使館からのお知らせ

- 1.お知らせ(鳥インフルエンザに関する情報)(2~4ページ)
 - 2.お知らせ(改正滞在法による「統合コース」について-滞在許可関連情報-)(4ページ)
- ベルリン日独センター(DZB)行事のご案内(4~5ページ)
- ビジネスお役立ち情報
- 1.ドイツ連邦議会選挙と連立交渉の経緯(5~16ページ)
 - 2.日独租税条約の基礎知識(16~22ページ)

事務局からのお知らせ

1.事務局日誌

- 9月15日(水)第2回ベルリン安全対協議会 岩崎会長、松野
9月19日(月)アジア太平洋週間開会式 松野
9月30日(金)サモンプロモーション社 丸山、井上、福井氏来事務所
10月4日(火)商工会主催講演会 アイゼナハ氏「ドイツの人と上手に仕事をするために」
出席者15名
10月4日(火)スガ ジャズ ダンススタジオ 三枝氏来事務所
10月13日(木)競売新聞 福屋氏 NHK 栗原、黒田氏来事務所
10月17日(月)第1回クリスマス実行委員会
10月24日(月)JTBS ラジオ 森本毅郎スタンバイに出演 松野
10月26日(水)第2回クリスマス実行委員会
10月31日(月)商工会来年度役員選挙管理委員会設立 委員 岡倉、生田、武内氏
11月2日(水)商工会幹事会

2.今年度のクリスマス会の日時、会場が決まりました。

日時 12月16日(金)17時30分開場 18時開会

会場 ベルリン日独センター

主なプログラム 歓談、会食、景品抽選会、合唱、ゲームなど

ご案内状を後日郵送等させていただきます。皆様ご家族揃ってのご参加をお待ち申し上げます。

3. 学校関係のお知らせ

ベルリン日本人国際学校 学校祭 11月 19日 (土) 9時より コンラート小学校講堂

在独日本大使館からのお知らせ

1. お知らせ (鳥インフルエンザに関する情報)

平成 17 年 10 月 28 日
在ドイツ日本国大使館

お知らせ (鳥インフルエンザに関する情報)

今月に入ってから、欧州の一部の国で鳥インフルエンザの感染事例が発生し、連日マスコミ等で報道が行われています。

現段階では、鳥インフルエンザの人への感染は一般的ではないため、在留邦人の皆様には、過度に心配されることなく、正しい知識を身に付け、日常生活上で可能な範囲の予防をしていただくようお願いします。

【鳥インフルエンザとは】

鳥インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ) は、人のインフルエンザとは別の鳥類の感染症です。現在欧州地域でも感染事例が発生している H5N1 型鳥インフルエンザは、1997 年に香港で発生、また、2003 年 12 月以降、アジアを中心に感染した鳥が大量に死亡した事例が報告されています。

現時点では、鳥から人への感染は極めて稀ですが、感染した鳥と近距離で接したり、フンを触ったりすると人へ感染する可能性があると考えられています。これまで報告された人への感染例のほとんどは、感染している鳥との直接接触 (鳥を殺す、羽をむしる、料理の準備等) によるものです。また、人から人へ感染したことが確認された事例はほとんどなく、その場合でも感染者と非常に濃厚に接触していた場合に限られます。

しかし、感染地域の拡大は人への感染の機会を増加させ、人への感染症例が増えることによって、例えば、通常のインフルエンザにかかっている人が、同時に鳥インフルエンザに感染した場合などには、人と人の間で容易に感染することのできる強いウイルスに生まれ変わる可能性があり、その場合には、人の間で新たなインフルエンザが大流行することを懸念する声が出ています。

【最近の動き】

今月に入ってから、これまで主にアジアで発生していた鳥インフルエンザの鳥への感染事例がルーマニア、トルコ、ギリシアといった欧州地域で相次いで報告されました。このため、ドイツをはじめ、欧州各国では、鳥インフルエンザ感染地域が拡大し、それに伴って人への感染の可能性が高まることに警戒を強めています。

こうした状況を受け、近い将来に新たなインフルエンザの世界的流行 (パンデミック) が発生することへの懸念や、その対策についての報道が連日続いているところです。

また、ドイツ政府は、渡り鳥からの感染を防止するため、2005年12月15日までの間、家きん（鶏等）の屋外での飼養を禁止する等の対策を講じるとともに、万一、鳥インフルエンザが人に感染する場合に備え、抗ウイルス剤を確保する等の対策を講じています。

【在留邦人の皆様の対応】

現時点では、ドイツ国内での感染事例は確認されていないため、過度に心配される必要はありません。しかし、感染の可能性を少しでも小さくするため、以下のことを念頭に置いて行動されることをお勧めします。

- ・ 本サイトをはじめ、マスコミ等で提供される鳥インフルエンザに関する情報に注意を払い、正確な知識を身に付けるよう心がけること。
- ・ 手洗い、うがいなどの感染症予防対策を励行すること。
- ・ 鳥インフルエンザの流行が見られる国や地域の鶏舎や、鳥を放し飼いにしている場所、生きた鳥を扱う市場に不必要に近づかないこと。
- ・ ドイツ国内でも、死んだ野鳥や放し飼いの鳥などに必要もなく接触することは差し控えること。
- ・ 発熱、頭痛などインフルエンザを疑う症状がある場合には、早期に医師に相談すること。
- ・ なお、鳥インフルエンザが、鶏肉や鶏卵を食べて人に感染したという事例の報告はありませんので、食品として避ける必要はありませんが、十分に加熱調理してください。（ウイルスは加熱により死滅します。WHOは一般的な食中毒の防止方法として、食品の中心温度を70以上に達するよう加熱することを推奨しています。）

また、トルコ、ルーマニア等からドイツへの、生きた鳥、鳥肉・鳥肉製品、卵・卵製品、羽毛等の持ち込みは禁止されています。違反すると罰則が適用されますので、ご注意ください。＜詳しくは <http://www.verbraucherministerium.de/index-00057B5AC97A1305AA3C6521C0A8D816.html> 参照＞

鳥インフルエンザに関する情報は、以下のホームページにも掲載されていますので、そちらもご覧下さい。

- ・ 海外安全ホームページ「鳥インフルエンザ流行地域の拡大(3)」(外務省)
<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/info/info.asp?num=2005C421>
- ・ 鳥インフルエンザに関する情報(厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0111/h1112-1f.html>
- ・ 海外渡航者のための感染症情報(厚生労働省検疫所)
<http://www.forth.go.jp/>
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ(国立感染症研究所感染症情報センター)
http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html
- ・ 鳥インフルエンザに関するQ & A(国立感染症研究所感染症情報センター)
http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/QA040401.html
- ・ 鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省)
<http://www.maff.go.jp/tori/index.html>
- ・ Information rund um die Grippe (Influenza) und die Vogelgrippe (ariäre Influenza)
(独連邦保健社会省)
<http://www.bmgs.bund.de/deu/gra/themen/gesundheit/vogelgrippe.php>
- ・ Vogelgrippe(独連邦消費者保護・食料・農業省)
<http://www.verbraucherministerium.de/index-00005D69C64B130DAE196521C0A8D816.html>
- ・ Avian influenza(世界保健機関(WHO))

http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

2. 改正滞在法による「統合コース」について - 滞在許可関連情報 -

平成17年11月01日

皆様もご存知のとおりドイツにおいては、2005年1月1日の改正滞在法の施行により、長期間ドイツに滞在する者であって、ドイツ語で簡単に口頭で意思疎通することができない場合などには、ドイツ語の履修に係る「統合コース」(Integrationskurs)の受講が義務づけられることとなりました。(滞在法第44条及び第44a条)

但し、企業内転勤により通常3~5年間程度ドイツにおいて勤務する日本人ビジネスマン及びその家族については、ドイツにおける滞在が「長期にわたるもの」には該当しないことから連邦内務省の解釈に基づいて、これらの者には滞在法に基づく「統合コース」への参加義務はない旨の運用がなされております。

しかしながら先般、日本大使館に対して、日本人駐在員及びその家族の滞在資格の申請時に、上記の解釈にも関わらず、ある地域の外国人所管官庁において、「統合コース」受講等を指示された旨の相談が寄せられました。

このため、当該事案について、日本大使館からベルリン経済振興公社及びベルリン州内務省市民秩序問題庁外国人担当部局に対して、上記解釈に基づいた改正滞在法の適用をして頂くよう申し入れを行いました。

この結果、上記外国人担当部局から、当該事案については、「企業内転勤」に該当するものとして、「統合コース」の受講義務がない旨の確認を得ることが出来ました。

また、併せて、同部局から、上記の法律解釈について、現場の窓口担当者に、十分周知を図る旨のお約束も頂くことができました。

改正滞在法の適用に関しては、企業内転勤による滞在資格申請にも関わらず、本人あるいは家族について「統合コース」の受講を指示された場合には、上記の法律解釈に基づいて、「統合コース」の受講義務はない場合も考えられますので、このような事案が発生した場合には、日本大使館(経済担当)宛てに御相談頂ければ幸いです。

なお、改正滞在法の運用については、一般に各地域における外国人担当部局側の裁量によるところが大きいことから、日頃から各地域における外国人担当部局との良好な関係の構築が重要と考えられますので、その点、ご留意頂ければ幸いです。

(本件に係る問い合わせ先)

在ドイツ日本国大使館 経済班

(電話)030-210-940(代表)

ベルリン日独センター(JDZB)行催事のご案内

JDZB行催事を下記のとおりご案内します。

お問い合わせおよびお申込は、ベルリン日独センターにEメール jezb@jdz.de にて直接ご連絡をお願いします。(同センターのホームページ <http://www.jdz.de>)

11月8日(火)17:30~

講演と討論会「八王子の野口英世 - 肥沼博士を知っていますか」

(ベルリン日独協会主催)
講師 川西 重忠 桜美林大学教授
11月10日(木)~11日(金)
シンポジウム「アメリカ・日本・ドイツ - 世界における共同責任」
[DZB、コンラートアデナウア財団(ベルリン)共催] (要お申込)
11月22日(火)
シンポジウム「Culture made in Japan :Subculture - 欧州における受容とその影響」
[DZB、首都文化財団(ベルリン)共催] (要お申込)

ビジネスお役立ち情報

1. ドイツ連邦議会選挙と連立交渉の経緯

日本の衆議院選挙の1週間後に、ドイツでも同院に相当する連邦議会選挙が開催され、11月12日を期限に大連立政権樹立に向けたキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と社会民主党(SPD)両党の連立交渉が行われています。この間の経緯を日本貿易振興機構(ジェトロ)の通商弘報記事で振り返ります。

1. 野党が与党を上回るも過半数には届かず - 総選挙結果 - 2005年09月20日 デュッセルドルフ発

連邦議会総選挙が9月18日行われ、最大野党のキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)がシュレーダー政権与党の社会民主党(SPD)を上回り、第一党となった。しかし、両党の差は得票率でわずか1%弱、3議席にすぎず、両党を中心に今後新たな連立の組み合わせを模索することになる。改革の促進を期待していた経済界からは失望の声があがっている。

< 予想外の接戦に >

シュレーダー政権は98年以降、2期7年にわたりSPD、緑の党との連立による赤緑連合を形成してきたが、長引く景気低迷、改善されない失業問題から支持率が低下していた。5月のノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙の敗退によって、連邦参議院(上院)で野党が与党を大きく上回る状況となり、今回の総選挙前倒しに追い込まれていた。

選挙戦では一時CDU/CSUがSPDに支持率で10ポイント以上の差をつけて単独過半数を占め、メルケル CDU 党首がドイツ初の女性首相となるとみられていた。しかし、選挙戦終盤にかけてCDU/CSUの支持率は低下傾向をたどった。

その背景として、a. 財政規律を重視し、選挙公約に付加価値税の増税案を盛り込んだ、b. 党の政策チームの一員で財務相就任が取りざたされたキルヒホフ・ハイデルベルク大学教授(元憲法裁判所判事)が優遇・例外措置を撤廃し、税率を一律25%とする選挙公約を超えた急進的な所得税改革を提唱した、c. 9月にテレビ討論会が行われ、シュレーダー首相が好評を得た、といったことが挙げられる。

一方、SPDにもCDU/CSUを押さえ第一党となるほどの勢いはなく、CDU/CSUが選挙後の連立を共同宣言していたFDPとの黒黄連合で過半数を獲得できるかが焦点となっていた。

結果はCDU/CSUの得票率が前回総選挙を下回る35.2%で225議席にとどまり、SPDに得票率で0.9ポイント差の34.3%、議席数で3議席差の222議席に迫られたことから、第三党に躍進したFDPの61議席と合計しても過半数を獲得するには至らなかった。

< さまざまな連立の可能性を模索 >

開票の結果を受けて、シュレーダー首相、メルケル CDU 党首が共に次期政権を担う意向を表明しており、今後、各党が連立政権の樹立をめぐり駆け引きを繰り返すことになる。

現在、a.CDU / CSU と SPD の大連立、b.CDU / CSU と FDP に緑の党が加わる「ジャマイカ（黒・黄・緑）」、c.SPD と緑の党の現政権に FDP が加わる「信号機（赤・黄・緑）」、d.SPD と緑の党の現政権に今回大躍進した左派党（SPD 内の左派の一部と日東ドイツ政権党の民主社会主義党が合流して誕生）が加わる「赤・赤・緑」などの組み合わせが取りざたされている。

< 連立協議は長期化の恐れも >

連立の枠組みについて、いずれも左派党との連立を否定している。メルケル CDU 党首は、連邦議会で統一会派を組むシュトイバー-CSU 党首と共に、左派党以外の各党との連立協議の用意があると表明している。

シュレーダー首相は、メルケル CDU 党首が首相となる大連立には否定的である。また、FDP のヴェスターヴェレ党首は SPD と緑の党による現政権との連立を否定する談話を出している。こうしたなか、ピュティコファー 緑の党党首が CDU / CSU との連立協議に前向きな姿勢を示しながらも、一方で野党に下るのも選択肢の 1 つだとしている。

また、今回の選挙では期間中の 9 月 7 日に東部ドイツ ザクセン州のドレスデン 1 区で候補者が死亡した。このため公職選挙法の規定に従って同選挙区は選挙の実施が 10 月 2 日に延期されており、現時点の選挙結果の発表はあくまで暫定的なものである。ドレスデン 1 区の選挙結果は小選挙区の議席のほか、各党への比例議席配分にも影響を及ぼす可能性もあり（注）、新政権の樹立は長期化する見通し。

< 経済界からは選挙結果に失望の声も >

ドイツ産業連盟のトゥーマン会長は「政権構築が困難となった。われわれは『アジェンダ 2010』（シュレーダー政権の構造改革案。内容については野党も同意して各法案が成立した）を早急に促進させることを要求する。それでしか、ドイツが抱える大きな問題を解決することはできない」とし、「選挙結果には失望した」との声明を発表した。

また、ドイツ商工会議所連合会のブラウン会長も「われわれは今、安定した多数派を必要としている。はっきりしない投票結果になったが、一層の改革以外の選択肢はない。われわれは新政権を連立の組み合わせではなく、改革案の中身で評価する。しかし、赤・赤・緑政権はどのような事態であれ排除しなければならない」とし、改革を推進する強い基盤を持つ政権の樹立を望む談話を発表している。

（注）連邦議会の基本定数は 598。全国ベースでの比例代表制により割り当てられた各党の州単位の議席配分を当該政党の州内小選挙区獲得議席数による州単位の議席配分が上回る場合、その分だけ超過議席が発生する。つまり当該政党が地盤とする州で超過議席が発生する可能性が高い。今回、既に小選挙区当選者による 15 の超過議席が発生しており現状の総議席数は 613。

（石山英顕、平田裕之）

2. 連立へ向けた各党の政策調整の行方 2005 年 09 月 21 日 デュッセルドルフ発

総選挙（9 月 18 日実施）の結果、新政権の行方は各党の連立交渉に委ねられることとなった。しかし、社会民主党（SPD）とキリスト教民主・社会同盟（CDU / CSU）、自由民主党（FDP）の間には雇用、税制などの政策に関して大きな差があるほか、緑の党と CDU / CSU、FDP の間には、原子力発電廃止の方向性で明らかな違いが存在する。今後、連立政権の樹立に向けてどのように調整していくか、その行方が注目される。

< 雇用政策は解雇保護規制の緩和をめぐり明らかな差 >

SPD は雇用政策について、解雇保護規制（注）を新規雇用をする場合に限り緩和する措置（適用除外範囲を従来の 5 人以下の事業所から 10 人以下に拡大）と、「ハルツ 4」（長期失業者向けの失業給付金削減策）を中心としたシュレーダー政権の構造改革方針「アジェンダ 2010」の継続を基本姿勢としている。

これに対しCDU/CSUは、企業の採用意欲を促すため、一層の解雇保護規制の緩和、労務コストの削減を提案している。具体的には、上記解雇保護規制の適用除外範囲を従業員20人以下へ拡大し、20人を超える事業所についても、新規雇用者には2年間この規制は適用されないとしている。

また、長期失業者向けの失業給付金(第2種失業手当)受給者を採用した企業に対し、採用後2年までの間、最大10%の賃金カットを認めるといった労務コスト削減案を提示している。

FDPはCDU/CSUよりさらに踏み込んだ解雇保護規制の緩和措置を提案している。解雇保護規制を適用する事業所を従業員50人以上とし、適用時期も採用後4年を経過してからにするとしている。

< 税制改革手法にも差異 >

各党は経済活性化に向けて、独自の減税案を示す一方、一定の増税案を打ち出している。ただし、その手法には大きな隔たりがある。CDU/CSUは雇用政策で失業保険料を引き下げ対案として付加価値税を現行の16%から18%へ引き上げることが表明している。

また、税の簡素化、助成金の整理なども進める意向で、通勤者、夜間労働者に対する税の優遇措置を縮小し、住宅取得手当は廃止の方針を打ち出した。

SPDは一般消費者を直撃するとしてCDU/CSUの付加価値税引き上げ案を批判、年収25万ユーロを超える者の所得税率を3%上乘せする「富裕税」の創設を盛り込んだ。

一方、FDPは経済成長なくして雇用促進・財政健全化はないとの立場から、SPDの「富裕税」はもちろん、CDU/CSUの付加価値税の引き上げについても反対の立場を鮮明にしている。

< 緑の党との連立は脱原発政策が焦点に >

シュレーダー政権はエネルギー政策として、環境政党である緑の党が主導するかたちで2002年、原子力利用からの撤退を定めた法律を施行した。

これにより原子力発電所の新設は原則禁止とされ、既存の原子力発電所の規定操業年数も操業開始から32年間に限定された。緑の党はシュレーダー政権で環境相ポストを確保し、脱原発、再生可能エネルギーの振興は党の看板政策でもある。

これに対し産業界寄りのCDU/CSUは、原子力発電廃止に関する合意を現実的ではないとし、見直す意向である。原子力発電の稼働期間を延長することで、安価な電力料金の実現に配慮するとしている。

再生可能エネルギーの振興という点では一致しつつも、原発廃止を表明している緑の党との間の隔りは大きく、両党が連立協議を行っていく場合の大きな争点となるものとみられる。FDPもCDU/CSUと同じく原子力発電を活用しつつ、エネルギーの多様化を進めるとしている。

(注)6ヵ月以上雇用されている労働者を解雇する場合は社会的正当性がないと無効とされるが、一定規模以下の小企業(事業所)の労働者にはこの保護は適用されない。
(平田裕之)

3. 総選挙、ドレスデン第一選挙区でCDUが1議席追加 - 大連立政権への交渉が加速か - 2005年10月04日 ベルリン・デュッセルドルフ発

立候補者の逝去により延期されていたドレスデン第一選挙区の連邦議会(下院)選挙が10月2日実施、即日開票された。その結果、キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)の議席が1つ増えて226議席となり、社会民主党(SPD)との議席差は4に広がった。これを受けて3日、シュレーダー首相は、首班問題は党首脳レベルで決定する問題として、暗に首班ポストにこだわらないとの発言をした。10月18日までに開かれる新連邦議会で過半数を得る首相候補者が、いまだに予想できない状態だが、シュレーダー発言によって「大連立」に向けた交渉が加速する可能性が出てきた。

< CDU / CSU が226 議席 >

ドレスデン第一選挙区では、第一投票(小選挙区)ではCDUが勝利し、第二投票(比例選挙区)ではSPDが27.9% (『フランクフルター・アルゲマイネ』紙電子版10月3日)を得て第一党となった。この結果CDUが1議席を追加したが、SPDを含む他党の議席に変化はなく、新連邦議会の議席分布は以下ようになった。

各党の得票率および議席数

	得票率(%)	獲得議席数
キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)	35.2(38.5)	226(248)
社会民主党(SPD)	34.2(38.5)	222(251)
自由民主党(FDP)	9.8(7.4)	61(47)
左派党	8.7(4.0)	54(2)
同盟90・緑の党	8.1(8.6)	51(55)

(注) ()は前回選挙結果

(出所) 連邦選挙委員会10月2日(金)発

< 各党が再び勝利宣言 >

小選挙区議席を獲得して総議席数を1つ伸ばしたCDUのコッホ・ヘッセン州首相は「今回の勝利はメルケル党首へのシグナルだと思う」と述べるとともに、連立協議で首相を最後に決めるのではなく、最初に決めるべきだとSPDを牽制した。

一方、SPDは比例選挙区で第一党となったことから、ミュンテフェリング党首が「われわれこそが最も有力である」と述べている。自由民主党(FDP)のヴェスターヴェレ党首は、ドレスデン第一選挙区のプロポーション選挙区での得票率が約17%と2002年選挙時に比べて約10%伸びたことを受けて、今回の選挙結果はCDU/CSU-FDPの勝利であり、シュレーダー現首相(SPD)は退陣すべきとしている(『フランクフルター・アルゲマイネ』紙電子版10月3日)。

< シュレーダー首相、退陣を示唆 >

こうしたなか、シュレーダー現首相は3日、民放テレビ局RTLに対して「皆班問題は党首脳の問題で、党首脳レベルで決定されるべき。自分で筋道をつけた改革プロセスと安定政権成立への障害になりたくない。自分はいかなる決定も受け入れる」と述べ、首相続投にこだわらないことを初めて示唆した。

ただし、その後に行われた同日夕方のSPD首脳会議後の記者会見で、ミュンテフェリングSPD党首は「シュレーダー首班がSPDの目標」と発言をした。こうしたことから、シュレーダー首相の発言は今後のCDU/CSUとの交渉に向けた戦略的な色合いが強いとの見方もある。

< 大連立政権への交渉が加速か >

9月18日の総選挙後、連立政権の組み合わせがさまざまに取りざたされてきた。

9月19日の週に話題となった「ジャマイカ連立・黒信号連立(各政党のシンボルカラーからの命名: CDU/CSU 黒、FDP 黄、緑の党 緑)」は、農業層を地盤に持つCSUと緑の党との対立などを理由に同週末に可能性が薄くなり代わって9月26日の週から「大連立」(CDU/CSU・SPD)の可能性が急速に台頭している。

9月28日に行われた両党代表者の交渉では、次期首相への踏み込んだ議論が行われなかったが、「有意義、有益、真剣な会議」「われわれは同じ目線で議論ができた」(ミュンテフェリングSPD党首)、「メルケルはSPDとの会議を賞賛」(『ヴェルトコンパクト』紙10月29日)と両党が一定の評価をし、継続協議となった。次回10月5日の両党会談の行方が注目されているなか、シュレーダー首相が退陣を示唆したことで、連立政権への交渉が加速する可能性が出てきた。(柚岡一明、岩崎正博、小谷哲也)

4.新首相にメルケル氏、CDU とSPD が合意 - 17日から両党の連立交渉が正式に開始 -
2005年10月11日 ベルリン・デュッセルドルフ発

キリスト教民主・社会同盟 (CDU / CSU) と社会民主党 (SPD) は、CDU のメルケル党首を新連邦首相候補とし、10月17日から連立協議を開始することで合意した。閣僚ポストは、CDU / CSU が6つ、SPD が8つに配分され、外務、財務など重要なポストが SPD に配分された。

< 初めての女性首相 >

両党発表により10月18日に召集予定の新議会で、連邦大統領がメルケル氏を連邦首相として提議、その後に行われる全議員による首相選挙で、この提議が絶対過半数を得られれば第8代連邦首相へのメルケル氏の就任が決定する。

メルケル氏は1954年ハンブルク生まれ、宣教師の父親の転勤で旧東ドイツに移転、物理学を専攻。90年にCDUに入党、同年12月の選挙で連邦議会議員に当選。91年から94年の間、連邦婦人若者相、94年から98年の間、連邦環境・自然保護・原子炉安全相を歴任。2000年4月にCDU党首、02年9月にはCDU連邦議会代表に選出された(メルケル氏略歴参照)。

また、連邦議会議長もCDUポストとすることで合意、10月17日から正式な連立協議を開始して、11月12日に連立協定を締結する。SPDのミュンヘン党首も「4年間の政権維持を見据えたCDU / CSUとの大連立政権を樹立することで合意した」と党幹部会で発表した。

なお、シュレーダー現連邦首相は、同連立交渉には参加するものの、かねて予想されていた副首相や閣僚ポストには就任しないと党幹部に語ったことが報じられている。

< 大連立新政権合意への反響 >

CDU / CSU の発表を受け、選挙期間中にCDU / CSU との連立を表明してきた自由民主党 (FDP) のヴェスターヴェレ党首は「選挙期間中の連立表明は過去のものであり、今後、FDPは新政権に対し、批判的かつ建設的な立場の野党として活動していく」と述べた。

また、これまでSPDと連立与党を組んでいた緑の党は「新政権の構成は両党のポストの奪い合いで、人事のポーカ―(賭け事)だった」と批判した。左派党は「両党の大連立は現在のドイツにとって緊要な課題である政治の変化を妨げるもの」と同じく批判の談話を発表している。

10月10日のドイツ証券取引所のインデックスDAXはメルケル氏率いる大連立の発表を受けて上昇した。市場関係者は「今、より重要なのは(連立政権の)政策の内容。大連立政権で重要なことは、だれがトップに立つかよりも、多くの課題を内容的にきちんと調整できるかである」と指摘している。また、別の関係者は「(外務、財務などの)重要閣僚の多くをSPDが占めたことは(市場関係者の)予想外」と語った。

なお、総選挙明けの9月20日に「新政権の樹立が遅れることでドイツの経済・産業情勢は1日単位で悪化する」啓党は(党の政策の違いを超えて)ドイツという国に対する責任を示すべき」という強い警鐘を鳴らし、構造改革の遅れと停滞の解消、疲弊した社会システムの再建、ジャングルのような税制の簡素化、大量失業の削減、連邦(プラス州、市町村)財政赤字と累積債務の削減、教育制度の改善を緊要な課題として挙げ、早急な新政権の樹立と政策実施、構造改革の推進を要請したドイツ産業連盟は10月10日夕には正式な見解を発表していない。

< 今後の連立協議に向けての両党合意事項 >

10月10日午後の記者会見でメルケル氏は、連立の政策重点として次の4点を挙げた(両党の合意事項参照)。

(1) 2010年以降、GDPの最低3%を毎年研究開発投資に充てる(02年時点2.5%)。

(2) 雇用機会確保のために、労使間の自主的な賃金協約制度を確認。同制度の形成に関し、賃金契約当事者間の対話を推進する。

③ 所得税をより一層透明で、効率的で、公平なものとするために所得税法をシンプルなものに改定する。このために例外的な減免対象を削減する。日曜と祝日就労所得の非課税扱いは維持する。

④ 家族の生活条件を改善するため、両親と子供に対する税制面での基礎控除措置の導入と家族手当を検討する。

また、閣僚ポストなどについての両党の区分に関する合意の発表内容は次のとおり

(1) CDU / CSU 側 (連邦首相 + 6 閣僚ポスト)

連邦首相
経済・技術相 (これまでの経済・労働省は経済・技術省と労働省に分離)
内務相
国防相
家族・老人・婦人・若者相
教育・研究相
消費者保護・食品・農業相

(2) SPD 側 (連邦副首相 + 8 閣僚ポスト)

連邦副首相
外務相
財務相
法務相
経済協力・援助相
労働・社会安全相
保健相
運輸・建設・住宅相
環境・自然保護・原子炉安全相

③ 各省の政務次官については両党同数とする

④ 各省の事務・政務次官の提議権は各大臣に帰属する

両党は 10 月 17 日からの連立協議に備え、今週 1 週間かけて連立協議の具体的内容と対応について党内の調整を行う予定だが、内政面では、法人税、個人所得税、付加価値税などの税制改革、解雇保護を中心とする雇用政策、原子力発電の方向性を含むエネルギー政策などで両党の選挙綱領には違いがある(2005 年 9 月 21 日記事参照)。また、外交面でも、対米関係、トルコの EU 加盟に対する対応などで両党の間には差異があり、内外両面での今後の連立協議の行方が注目される。

他方、シュレーダー前首相が構造改革を進める過程で障害となり、財政や連邦制など多くの重要法案の成立が遅れる要因となった、連邦議会(下院)と連邦参議院(上院)の与野党が逆転するねじれ現象は大連立により解消することから、少なくとも各法案の議会審議や成立面での迅速化は改善すると期待されている。

同記者会見や両党の発表には含まれていないが、ドイツのマスコミが伝える閣僚各候補者については FAZ 予想(各紙誌ともほぼ同様の予想)参照。

閣僚各候補者

連邦議会議長 CDU (連邦大統領につく国家第二元首)ノベルト・ラムメルト(Norbert Lammert、現 CDU 副党首)
首相府長官 CDU ノルベルト・レットゲン(現 CDU 国会委員長)
外務相 SPD 未定(オットー・シリー [Otto Schily] 現連邦内相の名が挙がっている)
内相 CDU ヴォルフガング・ショイブレ(Wolfgang Schäuble)
法務相 SPD ブリギッテ・ツィブリース(Britte Zypries、留任、女性)
財務相 SPD ペーア・シュタインブリュック(Peer Steinbrück、前 ノルトライン・ヴェストファーレン州首相)
経済相 CSU エドムント・シュタイバー(Edmund Stiber、CSU 党首)

労働相 SPD 未定 (当初クレメント現大臣の名が挙がったが本人が固辞。シュタインブリュック・前ノルトライン・ヴェストファーレン州首相が有力候補だったが、同氏の財務相就任予定で、残る候補有力者は、その柔軟かつビジネス・センスで著名な鉱業・化学・エネルギー産業労働組合委員長フベルチウス・シュモルト(HubertusSchmoldt))
消費者保護・農相 CDU ホルスト・ゼーフォーファー (Horst Seehofer、コール政権で保健相)
国防相 CSU ミカエル・グロス(Michael Glos、CSU 州グループ長)
家族・老人・婦人・若者相 CDU (CDU)ウルスラ・フォン・デア・ライエン (Ursula von der Leyen、現ニーダーザクセン州社会相、女性)
保健・社会相 SPD ウラ・シュミット(Ulla Schmidt、留任、女性)
運輸・建設・住宅相 SPD フランク・ヴァルター・シュタインマイヤー (Frank-Walter Steinmeier、現首相府長官)
環境・自然保護相 SPD 未定 (ミカエル・ミュラー (Michael Mueller)の名が挙がっている)
教育・研究相 CDU アネッテ・シャヴァン(Annette Schavan、元バーデンビュルテンベルク州文化大臣、女性)
経済協力相 SPD ハイデマリー・ピッツオレーク・ツォイル (Heidemarie Wiecek - Zeul、留任、女性)

5.メルケル新首相、難しいかし取り 2005年10月12日ベルリン発

10月10日発表されたキリスト教民主同盟 (CDU)のメルケル党首を首相とするCDU / キリスト教社会同盟 (CSU)と社会民主党 (SPD)の連立合意を受けて、政局の焦点は、連立政権の政策協議や閣僚人事、各省人事などへと移っていく。

< 課題山積、メルケル新首相の手腕に注目 >

10月11日付の各紙は、メルケル氏の新首相候補選出と連立協議合意を大きく伝えるとともに、女性初、旧東独 (ドイツ)出身者初、最年少首相といふ同氏の生い立ちの紹介やEU、NATO、フランス、米国首脳から寄せられた同氏へのメッセージなどを報道している。同時に、今後の動向が注目されるシュレーダー現首相に関する記事も多かった。

また、今後の連立協議の進展とその内容に注目する記事も多く、10月10日のCDU / CSU 記者会見でのメルケル氏発言や、両党の連立合意事項に盛り込まれた500万人近い失業者を背景にした既存就業機会の確保と維持ならびに新規雇用機会の創出対策を最重要課題としている。その他の主要な課題は以下のとおり

1. EUの安定成長協定に定められた基準を超過している財政赤字の削減と財政再建
2. EUの東方拡大などの影響を受け、フォルクスワーゲン (VW)やダイムラー・クライスラーなどドイツを代表する企業が国内生産拠点の見直しを進める要因の1つとなっている企業負担諸税や法人税の軽減
3. 労使制度を含む産業立地拠点としてのドイツの地位改善と向上
4. 技術や研究開発を含むイノベーション拠点としてのドイツの振興
5. 家族手当の新設
6. 年金制度とも関連する少子化対策など

この新政権の課題について、ドイツ産業連盟は10月11日、大連立政権に対する要望として「財政再建と連邦制度改革に政策の重点が置かれなければならない。大連立とは (CDU / CSU とSPD 間の) 大きな共同作業を意味する」と発表した。

多くの課題を迅速に解決しなければならない両党だが、その政策運営には、自由民主党 (FDP)のヴェスターヴェレ党首が「最小の共通分母で成立する政治 (CDU / CSU とSPD の政策に共通点が極めて少ないこと)」と批判したように、両党間の差異も多く、メルケル氏には難しいかし取りが求められ、その手腕に注目が集まっている。

< 二分化した選挙結果 >

今回の選挙戦における両党のスローガンは、最終的な目標は「社会・経済・産業・労働面でドイツを再建しよう」という共通なものでありながら、その遂行の方法や重点の置き方に差異がみられた。

有権者は、社会的な公平を維持しながら構造改革と再建を進めようといふSPDの政策を是とするか、自由と競争を一層導入することで構造改革と再建を実現しようといふCDU / CSU側を良しとするかの選択を行った。

その結果は、相対的に失業率の高い北部・東部と一部中部地域では、SPDが優勢で、他方、失業率の低い一部中部・南部地域ではCDU/CSUが議席を獲得、連邦議会全議席614のうち、SPD 222議席(前回選挙比29議席減)、CDU/CSU 226議席(同22減)と二分化した。

第16回連邦議会(衆議院)総選挙結果

	SPD	ODU	CSU	緑の党	FDP	左派党	総数	失業率 (2003年%)
連邦衆議院議席獲得数	222	180	46	51	61	54	614	
【内訳】								
得票数(%)	34.3	27.8	7.4	8.1	9.8	8.7		
得票率による議席獲得数	213	173						
超過議席数	9	6						
議席数の州別内訳								
シュレスビヒホルスタイン州	9	8		2	2	1	22	9.7
ハンブルク州	6	4		2	1	1	14	9.9
ニーダーザクセン州	27	21		5	6	3	62	9.6
ブレーメン州	2	1		1			4	13.2
ノルトラインヴェストファーレン州	54	47		3	14	7	132	10.0
ヘッセン州	16	15		2	5	2	43	7.9
ラインラントプファルツ州	11	12		1	4	2	31	7.7
バイエルン州	24		46	2	9	3	89	6.9
バーデンビュルテンブルク州	23	33		7	9	3	76	6.1
ザールラント州	4	2		8	1	2	9	9.5
〈旧西独州小計〉	176	143	46	33	51	24	482	
メクレンブルク・フォアポメルン州	4	4		1	1	3	13	20.1
ブランデンブルク州	10	4		1	1	5	21	18.8
ザクセンアンハルト州	10	5		1	2	5	23	20.5
ベルリン州	8	5		1	2	4	22	18.1
ザクセン州	8	14		10	3	8	35	17.9
テューリンゲン州	6	5		5	1	5	18	16.7
〈旧東独州合計〉	46	37		19	10	30	132	

〈注1〉立候補者の死亡により選挙実施が10月2日に延長されたドレスデン I 選挙区を除く。

〈注2〉左派は旧東独単独政党であった民主社会党(PDS)とSPD前党員ラフォンテーヌ氏が結成した新党との連合政党。

〈出所〉連邦選挙委員会(Bundeswahlleiter)。失業率は連邦統計局。

また、2大政党が前回選挙比で得票率を減らすなかで、中小政党が躍進あるいは一定の支持層を確立したことも、今回選挙の特徴の1つに挙げられており、なかでも、左派党の躍進は著しく、西部ドイツの2倍近くに達する高い失業率に悩む東部ドイツ地域を中心に大きく票を伸ばした(同52増の54議席)。CDU/CSUより先自由競争を優先するFDPも躍進(同14増の61議席)。緑の党も一時期の隆盛が衰えたとの見方があったなかで、固い支持層の存在がうかがえる結果(同4減の51議席獲得)となった。

このように、多様化する国民の国政への期待に対し、戦後のドイツを率いてきた2大政党が11月12日に、どのような回答を示すかが注目されている。

表1 総選挙の得票率と議席獲得数の02年/05年比較(05年9月18日分投票結果のみを対象)

連邦議会(衆議院)総選挙結果	SPD	CDU/CSU	緑の党	FDP	左派党	総数
2002年議席獲得数 (得票率%)	251 (38.5)	248 (38.5)	55 (8.6)	47 (7.4)	2 (4.0)	603 —
2005年議席獲得数 (得票率%)	222 (34.3)	225 (35.2)	51 (8.1)	61 (9.8)	54 (8.7)	613 —

(出所)連邦選挙委員会

表2 各党の得票率の東西ドイツ比較(05年9月18日分投票結果のみを対象)

連邦議会(衆議院)総選挙結果	SPD	CDU/CSU	緑の党	FDP	左派党
2005年得票率(%)	34.3	35.2	8.1	9.8	8.7
西部ドイツ	35.1	37.5	8.8	10.2	4.9
東部ドイツ	30.5	25.3	5.1	7.9	25.4

(出所)表1に同じ

6.SP.D、8閣僚候補者を発表 - 若手起用など新しい党イメージへの模索も -
2005年10月17日ベルリン発

10月17日からのキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)との正式な連立協議入り前にして、社会民主党(SP.D)は13日、獲得した8閣僚ポストの候補者を発表した。ミュンテフェリングSP.D党首が副首相兼労働社会相に、外相にはシュレーダー首相の信頼が厚いシュタインマイヤー連邦首相府長官が指名された。CDU/CSU側の閣僚候補者の発表は17日になる見込み。

<外相にシュタインマイヤー氏>

ミュンテフェリングSP.D党首が発表した閣僚候補者名は次のとおり

()内は現前職、*印は女性。

副首相兼労働社会相 :フランツ・ミュンテフェリング(65歳、SP.D党首)

外務相 :フランク・ヴァルター・シュタインマイヤー(49歳、連邦首相府長官)

法務相 :ブリギッテ・ツィプリース(62歳、留任)*

財務相 :ペーア・シュタインブリュック(68歳、前ノルトライン・ヴェストファーレン州首相)

保健・社会相 :ウラ・シュミット(66歳、留任)*

運輸・建設・住宅相(東部ドイツ担当) :ヴォルフガング・ティーフェンゼー(50歳、ザクセン州ライプチヒ市長)

環境・自然保護相 :ジグマール・ガブリエル(46歳、前ニーダーザクセン州首相)

経済協力相 :ハイデマリー・ベッツオレーク・ツォイル(62歳、留任)*

副首相に今回の連立予備交渉をシュレーダー首相とともに進めてきたミュンテフェリングSP.D党首を、また、財務相にドイツ最大の州ノルトライン・ヴェストファーレン州の前首相シュタインブリュック氏を配置する一方で、実績が高く評価されている3人の女性閣僚全員の留任、外務相、運輸相、環境相に若手を起用するなど、先の総選挙での退潮傾向を意識したSP.Dの姿勢がうかがえる。

また、東部ドイツのライプチヒ市の地域経済・産業・雇用振興への実績が高く評価され、02年組閣時に運輸相への就任を要請されながらライプチヒ市長にとどまったティーフェンゼー氏が入閣したのは、先の総選挙で左派党の躍進を許した東部ドイツ地域に対するSP.Dのてこ入れとみられる。

若手のなかでは、シュレーダー首相の腹心であるシュタインマイヤー氏(外相)の政策運営が注目される。

SP.DとCDU/CSUの政策には、選挙綱領やこれまでの両首脳の発言などから、多くの分野で差異がありどの分野でも難しいかじ取りが必要になるとみられているが、外交政策では特に両党間に多くの違いがある。

シュレーダー首相が盟友シラク(フランス)大統領との間で緊密化した対仏関係について、メルケル氏は、英国をはじめとする他の EU 加盟国や同近隣諸国との信頼関係のなかでの独仏関係の発展を指向している。また、イラク派兵をめぐり米国と対立したシュレーダー首相に対し、メルケル氏は「派遣反対」に異議を唱えた経緯もあり、親米路線をとらされている。

シュレーダー首相が独経済界一行とともに数回にわたって訪問し、経済・産業分野を中心に関係拡大を図ってきた対中関係について、メルケル氏は中国の人権問題なども含めて、独中関係の見直しを図るのではないかという意見もある。

対中関係については、石油や天然ガスのエネルギー分野でロシアへの依存度が高い状況のなかで、シュレーダー首相とブーチン大統領の盟友関係が、メルケル氏にならば変化するのではないかという見方がある。

さらに、トルコの EU 加盟については、加盟推進派のシュレーダー首相に対し、キリスト教政党である CDU のメルケル党首はトルコの「正式加盟」ではなく、「特別待遇国」扱いを提唱している加盟慎重派。なお、シュレーダー首相は 10 月 12 日にイスタンブールを訪問し、エルドアン首相と会談、「トルコは欧州に属する」と述べている。

また、経済相に就任予定のシュトイバー CSU 党首が、EU の産業政策関連分野を経済省に帰属させることを主張しており EU との関係について、今後の外務・経済両省の綱引きを予測する向きもある。

< 東部ドイツ政策、環境政策についても新大臣の手腕に注目 >

運輸相に起用されたティーフェンゼー氏の今後の政策運営も注目されている。シュトルベ運輸相が最近発表し、国内で議論を巻き起こしている乗用車に対する高速道路料金徴収やドイツ統一時の建設バブルがはじけた後、長期の低迷が続く建設分野への対策などが焦点になる。

また、同省が担当する東部ドイツ復興分野も、10 月に統一 15 周年を迎え、これまでの社会資本の整備・充実から企業産業振興・雇用機会増対策に重点を移していくとしたシュトルベ運輸相の後を受けて、東部ドイツ地域開発支援を今後どのように具体的に展開していくかへの関心が高い。特に、ティーフェンゼー氏がライプチヒ市長として、BMW やボルシェの生産工場の誘致やライプチヒ空港への DHL 欧州中央センターの誘致など、産業振興、雇用拡大に実績をあげていることから、その手腕への期待が高い。

また、原子力発電をめぐる SPD の撤廃の方針に対し、CDU / CSU は運転継続を主張するなど連立内の相違が存在するなかで、環境相に就任したガブリエル氏の政策運営も注目されよう。特に環境政策をめぐり多くの分野での協議が必要となる経済相がシュトイバー氏という CDU / CSU 陣営の人物であるという点も含めて、ガブリエル氏の手腕が問われるところだ。

新閣僚の略歴は次のとおり。(ミュンテフェリング氏と留任の 3 閣僚を除く)

外務相 : フランク・ヴァルター・シュタインマイヤー (Frank-Walter Steinmeier)

1956 年生まれ、大学では法学と政治学を専攻、91 年にニーダーザクセン州首相府に入省、90~98 年に同州首相を務めたシュレーダー連邦首相の側近として活躍、96~98 年には同州首相府長官。98 年 10 月のシュレーダー氏の連邦首相就任とともに同年 11 月に連邦首相府次官に就任、99 年から同長官。

財務相 : ペーア・シュタインブリュック (Peer Steinbrueck)

1947 年生まれ、69 年に SPD 入党、大学では国民経済学と社会科学を専攻、93~98 年にシュレスビヒ・ホルシュタイン州経済・技術・運輸相、98~00 年、ノルトライン・ヴェストファーレン州経済・中小企業・技術・運輸相、その後、同州財務相を経て、02~05 年 6 月に同州首相を務めた。

運輸相 : ヴォルフガング・ティーフェンゼー (Wolfgang Tiefensee)

1955 年生まれ、工科専門学校(大学に相当)では電子技術を専攻、95 年に SPD に入省、98 年から東部ドイツ・ザクセン州ライプチヒ市長。この間、同市に BMW とボルシェの生産工場を誘致、また 04 年にはドイツ郵便関連国際宅急便会社 DHL の欧州航空貨物中央センターをライプチヒ空港に誘致している。02 年第 2 次シュレーダー政権組閣時に同首相から同じく運輸相就任の要請があったが、折から進められていた同市の 12 年オリンピック開催地立候補との関連もあり「わたしの居場所はライプチヒだ」と述べ、同市長にとどまった経緯がある。

環境・自然保護相 :ジグマール・ガブリエル (Sigmar Gabriel)

1959 年生まれ、大学では政治・社会学を専攻、77 年に SPD に入党、90 年にニーダーザクセン州州議会議員に当選、99～03 年には同州首相を務めた。

7. CDU / CSU、閣僚名簿を発表 - 難航が予想される政策調整 -

2005 年 10 月 18 日 デュッセルドルフ発

キリスト教民主・社会同盟 (CDU / CSU)は 10 月 17 日、社会民主党 (SPD)とのメルケル 失連立」内閣の閣僚候補を発表した。

メルケル CDU 党首が発表した閣僚候補者名は次のとおり CDU / CSU の閣僚ポストは 8 つだが、今回は首相と首相府長官を除いた 6 ポスト分が発表された。CSU は経済・技術相、消費者保護・食品・農業相の 2 ポストを獲得した。なお、首相府長官にはデメジエール・ザクセン州内相の就任が固まった。

()は現・前職、*は女性。

経済・技術相 :エドムントシュトイバー (CSU 党首、バイエルン州首相)

内務相 :ヴォルフガング ショイブレ (CDU 前党首)

国防相 :フランツ・ヨゼフ・ユング (ヘッセン州議会 CDU 議員団長)

家族・老人・婦人・若者相 :ウルスラ・フォン・デア・ライエン(ニーダーザクセン州社会健康相)*

教育・健康相 :アンネッテ・シャバーン(パーデン・ピュルテンベルク州文化相)*

消費者保護・食品・農業相 :ホルスト・ゼーホーファー (連邦元保健相)

< 経済相にシュトイバー氏、内相にショイブレ氏と大物を配置 >

経済・技術相には CDU / CSU の首相候補として前回 2002 年総選挙を戦いながら、シュレーダー首相に惜敗したシュトイバー-CSU 党首が就任する。シュトイバー-CSU 党首には今回の選挙戦中に物議を醸した「不満の塊 (東部ドイツ住民)にドイツの行方を左右されるのは我慢できない」との発言や、CSU がバイエルン州で過去最低の得票率にとどまったことに対し責任を問う声もあった。しかし、選挙直後からメルケル内閣成立の暁には経済相への就任が取りざたされており、シュトイバー党首自身も繰り返し表明していた。

シュレーダー政権では、政権の最重要課題である景気回復と失業問題の解決を一元的に行うため、2 期目に入った 02 年から経済・労働の両省を統合、「スーパー大臣」としてクレメント現経済・労働相が誕生した経緯がある。今回も一時は経済・財務両省を統合した「スーパー大臣」の誕生もささやかれたが、結果として経済・技術相で落ち着いた。

今後景気回復はシュトイバー氏の手に乗られることになる。しかし、構造改革の核心である労働市場改革では労働省、EU の安定・成長協定に違反している財政赤字問題では財務省、原子力発電の将来を含めたエネルギー政策では環境省との折衝が避けられず、同氏の手腕が問われる。今回、財務・労働・環境の各閣僚ポストは SPD が占めており、今後の連立協議でどこまで両陣営間の相違を埋めることができるか注目されている。

内務相に就任するショイブレ前 CDU 党首はコール元首相の懐刀として活躍し、CDU 党首の座を引き継いだ。しかし、00 年に明るみに出た不正献金疑惑により党首を辞任、これを厳しく批判し後任党首の座に就いたのがメルケル現党首といふ因縁の間柄である。今回の選挙に当たり、外交担当として党の専門家チーム入りし、外相ポストを CDU / CSU が獲得した場合の有力候補とされていたが、結果としてコール政権下で務めた内相の座に再び就くことになった。

< ゼーホーファー 氏の入閣をめぐる異論も >

CSU からは経済・技術相となるシュトイバー党首のほか、党ナンバー 2 のグロス連邦議会 CSU 議員団長の国防相就任が取りざたされていた。しかし、シュトイバー党首はゼーホーファー氏を入閣させ、自らの意向を押し通した。ゼーホーファー氏は消費者保護・食品・農業相として入閣、国防相には CDU のユング・ヘッセン州議会議員団長が就任する。

シュトイバー党首は、グロス議員団長は現職にとどまる意向だと繰り返し表明し、議員団長としての役割は新政権でも「不可欠のこと」と語っていた。グロス議員団長自身も、国防相に就任する用意はあると表明しながらも、CSU から誰が入閣するかを決めるのはシュトイバー党首だと語っていた。

ゼーホーファー氏は社会問題の専門家で、コール政権下で保健相を務めた。しかし、野党になって以降、同氏はCDU/CSUの社会政策を厳しく批判し、党内外から反感を買っていた。CDUのヴルフ・ニーダーザクセン州首相は「このようなやり方(党首の一存)でゼーホーファー氏を入閣させようとするシュトイバー氏の手法は古い」と述べている。(平田裕之)

追記(2005年11月2日)

11月2日時点での連立交渉進捗

これまで大連立交渉を進めてきた SPD 側の立役者、ミュンテフェーリング氏が SPD 党首を退任。

ミュンテフェーリング氏は1日夕、社会民主党(SPD)党首を退任する意向(11月中旬の党大会にて予定されていた党首としての立候補をしない)を発表。1日にSPD事務局長選が党内で行われ、自身の推す事務局長候補者が選ばれなかったことに対して党内での自身の立場に疑問を抱いた、とみられている。同党事務局長選ではミュンテフェーリング氏の押したカホ・ヴァッサーホーベル氏ではなく、党内左派の若手アンドレア・ナーレス氏(35歳。女性)が選出された。

なお、1日夜、SPD幹部による緊急会合が開かれ、ミュンテフェーリング SPD 党首の後任にマティアス・ブラツィエック・現ブランデンブルグ州首相(51歳)がほぼ確定(11月中旬にカールスルーエで行われる党大会にて正式に選出される予定)。ブラツィエック氏は州首相に留まる意向。連立内閣における連邦副首相兼労働大臣ポストに当初計画通りミュンテフェーリング氏が就くかどうかは未定。

なお、SPD事務局長選でアンドレア・ナーレス氏を強く押した現経済協力相のハイデマリー・ピッツォレクツォイル氏は、SPD党内における幹部ポストを辞退する意向を発表。大連立内閣における同氏の経済協力大臣留任についても影響が予想される

一方、シュトイバーCSU党首は、予定されていた経済 技術大臣のポストを白紙に。

シュトイバーキリスト教社会同盟(CSU)党首の大臣就任辞退について、CDU内では「SPD幹部交替劇の影響はない」としているが、タイミング的に、ミュンテフェーリング氏のSPD党首退任が、シュトイバー氏の「大臣ポスト辞退」のもととの意向を伝える引き金となったとの見方もある。同氏(CSU)とメルケル氏(CDU)間の確執はこれまでにも意測されており、この軋轢がシュトイバー氏入閣辞退の要因とみられている

なお、経済 技術大臣にはシュトイバー氏の代わりにCSUからミハエル・グロース氏(61歳)が内定した。

当地1日の報道では「大連立に黄信号」「来年3月に再び総選挙?」といった記事も見られたが、メルケルCDU党首は「大連立の確固たる意思が存在する以上、大連立交渉はこのまま進む」、シュトイバーCSU党首、ミュンテフェーリングSPD党首は「引き続き大連立交渉を支援する」とテレビのインタビューでも述べており2日の報道では「大連立以外の他の連立や総選挙の可能性は低い」とする記事が見られる

1日付ハンデルスブラット誌見出し「大連立揺らぐ」

1日付バルリーナーモルゲンポスト誌見出し「大連立の終焉?」

以上

ビジネスお役立ち情報

2.日独租税条約の基礎知識

デュッセルドルフ日本商工会議所発行の会報8月号(2005年8月30日)に掲載されました 日独

租税条約の基礎知識」を、同会議所のご了解を得て転載させていただきます。転載のご快諾にお礼申し上げます。

今年 7 月 1 日に当会議所税務委員会の主催で下記標題のセミナーを開催致しましたが、多くの熱心な参加者を得、大好評を博しました。この度、当セミナー講師の方からそのサマリーをご提供頂きましたので、ここに掲載致します。出席されなかった会員企業各位にもお役に立てばと存じます。
(事務局)

ドイツでビジネスを展開するにあたっての
日独租税条約の基礎知識

デュッセルドルフ日本商工会議所 税務委員会 特別専門委員
プライスウォーターハウスクーパース 東良 徳一

1. はじめに

一般的に「日独租税条約」と呼ばれているものの正式名称は、「所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」である。現行の日独租税条約は 1966 年に調印され 1967 年 6 月に発効したもので、1979 年および 1983 年に部分改定されたものの既に約 40 年近く前のものである。

日独租税条約が対象としている税金の種類は、日本の税目としては、所得税、法人税、住民税、事業税で、ドイツの税目としては、所得税、法人税、営業税、財産税（ただし、財産税は現在徴収停止）であり（第 2 条 第 1 項）、ドイツの付加価値税、日本の消費税、両国の相続税などは対象になっていない。

租税条約はその正式名称にあるように「二重課税の回避」を目的としたものであるが、二重課税回避方法としては、主として下記の 3 つの方法が定められている。

- a) 一方の国でのみ課税する
- b) 一方の国で課税された場合に他方の国でその税額を控除する
- c) 両国の税務当局の相互協議により解決する

以下、ドイツで事業展開している日本企業がよく直面する租税条約上の問題につき解説する。なお、以下の解説では、特に断らない限り、ドイツに駐在する日本人およびドイツで事業展開する日本企業の駐在員事務所・支店・現地法人についてのものであり、日本にドイツ人を派遣する場合や日本にドイツ企業が進出する場合についての話は省略している点、ご了承願いたい。

2. 個人所得に関する規定

2-1) なぜドイツで個人所得税を払うのか？（居住地国課税原則）

原則として、個人所得税は住んでいる国（＝「居住している国」）でその全世界所得が課税される（第 4 条 第 1 項、第 22 条およびドイツ国内法）。国籍、所得が発生した国、支払われた国などは問われない。これを「居住地国課税原則」という。ただ、これには例外があり、所得の種類によ

っては、非居住地国で課税されるものや非居住地国で源泉税の徴収が認められている所得がある。

では、ドイツに駐在する日本人の場合、いつドイツの居住者になるかと言うと、ドイツの法令によれば、その駐在員が家屋やアパートを借り、そこに入居した時点からドイツの「居住者」となる(ドイツ租税通則法 第 8 条)。また、長期出張者のように家屋やアパートを借りずにホテル住まいする場合は、6 ヶ月を超えてドイツに滞在した場合に、入国日に遡ってドイツの居住者とされる(ドイツ租税通則法 第 9 条 / なお、滞在ビザおよび労働ビザについて

は全く別の規定があるので注意)。ところが、長期出張者などの場合、日本の規定では「1年以上国外に滞在する意図で日本を出国した時に非居住者となる」とされていることから、ドイツ滞在が6 ヶ月超、1 年未満の場合は日本でもドイツでも居住者となることから二重課税が発生する。この二重課税を回避するためには、家族の居住する国などを考慮して日独両国の税務当局間で協議して決めてもらう(第 4 条 第 2 項)。ただ、給与所得に関しては次節で解説する勤務地国課税原則と 183 日ルールが適用される。

2-2) 給与所得に対する「勤務地国課税原則」と「183 日ルール」

第 15 条 第 1 項では「勤務から生ずる報酬(給料、賃金その他これらに類する報酬)」は勤務した国で課税することができる」とされている。これを「勤務地国課税原則」と言うが、極めて短期の勤務(出張など)については勤務地国での課税を免除する規定がある。これを「短期滞在者免税規定」と言うが、規定の内容から、一般的に「183 日ルール」と言われている。

この「183 日ルール」は第 15 条 第 2 項で定められているが、単純に「ドイツ滞在日数が 183 日を超えなければドイツでは課税されない」ということではないので注意を要する。この「183 日ルール」は次の 4 つの条件を全て満たした場合にはじめてドイツでの勤務から生ずる報酬(給料、賃金その他これらに類する報酬)がドイツで課税されないというものである。

- a) 日本の居住者であること(日本からの長期出張者にのみ適用されるということ)
- b) 当該出張者のドイツ滞在期間が、暦年合計で 183 日を超えない期間であること
- c) その給与などが、日本の会社から支払われること
- d) 日本の会社のドイツ支店や子会社などにより、その給与などが負担されないこと

なお、「ドイツ着任後に支払われる賞与」・「離独後に支払われる賞与」については勤務地国課税原則が適用になり、支払われる賞与の支給対象期間によりドイツで課税する額と日本で課税する額を各国での勤務期間により按分する(ドイツで課税されない部分については、後で解説する「累進税率留保」のためにドイツで申告することとされており、また離独後の賞与については日本の税法規定によって一旦、二重課税になり日本で外国税額控除することになる)。

2-3) 各種の所得に対する「居住地国課税原則」とその「例外」

ドイツに駐在する日本人の日本での利子・配当所得については日本で源泉税が課税され、かつドイツでは通常の所得として課税される。この結果二重課税が発生するが、日本で支払った源泉税はドイツで外国税額控除することによりこの二重課税を排除することができる(第 23 条 第 1 項 (b))。ただ、ドイツで控除できる日本の源泉税は日独租税条約で決められた税率を適用した額までであるので、事前に日本で「軽減税率適用申請」をしておくことが必要となる。

不動産所得（不動産譲渡益、不動産賃貸所得など）は不動産が所在する国で課税されることになっている（第6条第1項第13条第1項）。ドイツ駐在の日本人でよくあるケースは、日本にある自己所有家屋を賃貸して日本で賃貸収入がある場合である。この場合、ドイツでは課税されず日本で課税される（非居住者に対する源泉課税）のであるが、第23条第1項(a)による「累進税率留保規定」によりドイツで申告する義務がある点、注意が必要。

ドイツに居住する者が受取る日本の会社の役員（執行役員は除く）としての報酬は日本で課税され（非居住者に対する源泉課税）（第16条）日本で課税されることを条件としてドイツでは課税されない（第23条第1項(a)）。ただ、日本の会社の役員報酬の場合も「累進税率留保規定」によりドイツで申告義務がある。

過去の勤務につき支払われる退職年金その他これに類する報酬」は居住地国課税となっている（第18条）。すなわち、ドイツ居住時に受領する日本の厚生年金、企業年金などはドイツで課税される。退職一時金が「過去の勤務につき支払われる報酬」かどうかについては議論があるが、ドイツでは一般的に居住地国課税（すなわち退職金受領時の居住国での課税）として処理されている。

日本からの研修生の給料が「学生又は事業修習者の受ける給付の非課税規定（第21条第1項）」の適用を受けられるか否かについては、「生計、教育または訓練のため受取る給付」の範囲を超えていると見なされ、ドイツで課税される事例が頻発している。

2-4) 「累進税率留保」とは何か？

第23条第1項(a)では、ドイツで課税免除となった所得でも、ドイツでの課税所得に適用する税率の決定にあたっては、この免除された所得を加算したものを使うと規定されている。この規定によって、ドイツで課税免除されたものでも申告義務ありということになる。これに該当する所得としては次のものが代表的なものである。

- ・ 日本での留守家屋を賃貸している場合
- ・ 日本で課税された日本の会社の役員報酬・賞与
- ・ 赴任前・帰任後のドイツ国外所得（1996課税年度から適用されているが、適用の可否に疑問あり）

2-5) 日独当局間での情報交換

第26条第1項には日独両国の税務当局間で情報交換する旨の規定があり、また日本の国税庁事務運営通達では「…（税務）調査等の過程で収集された外国の納税者に関する情報で相手国にとって有効と認められるものを把握した場合には…相手国へ情報を提供する」とされている。これに基づき、非居住者への日本源泉所得の支払時および日本の会社の税務調査時に把握された情報が頻繁にドイツの税務当局に送られてきている。特に多いものが日本の不動産（持ち家等）からの賃貸所得、日本出国後に支払われた給与・ボーナス、日本での年金所得、日本の会社からの退職一時金である。日本の親会社等の役員報酬や日本での利子・配当所得についての情報が送られてきているという事例も報告されている。

3. 法人への課税に関する規定

3-1) 法人の居住性と恒久的施設

法人の場合も個人と同じくその居住地で課税されるのであるが、居住地決定に当たっては「本店又は主たる事務所の所在地」および「管理の場所（経営の意思決定が行われている場所）」を基準にして決定される（第4条第1項）。ドイツに役員がいない会社の場合、日本で経営の意思決定が行われているとされ、日本で課税される可能性があるということになる。

日本の会社の在独「支店」「駐在員事務所」「事務所」「営業所」については、その名称が何であれ、ドイツに「恒久的施設（Permanent Establishment = PE）」がある場合には、その恒久的施設に帰属する利益についてはドイツで課税される（第7条第1項）。

第5条第1項第2項では、事業を行う一定の場所で、事業の全てまたは一部を行っているものを恒久的施設とし、管理所・支店・事務所・工場・作業場・鉱山や採石場・建物工事現場または建設や組立工事で12ヶ月を超えて存続するもの（工事監督活動も含む = 1966年交換公文）をその例として挙げている。他の者の為に契約締結権限を有し、それを常習的に行使している「従属代理人」も恒久的施設に該当するとされている。

他方、第5条第3項では、事業を行う一定の場所を持っていても、以下の活動を行うものについては恒久的施設とはしないとしている（以下に見るように、あくまでも「自社の」物品、「自社のための」作業だけが対象となっており、関係会社などを含む「他社のためのもの」は課税対象活動）になる）。

- a. 自社の物品の保管・展示の為の施設の使用
- b. 自社の物品の保管・展示の為の物品の保有
- c. 他の企業による加工の為の自社の物品の保有
- d. 自社のための物品の購入・情報の収集の為の一定の場所の保有
- e. 自社のための広告・情報の提供・科学的調査 又はこれらの準備的・補助的な活動の為の一定の場所の保有

これが一般に言われている「駐在員事務所」でできる活動である。活動の一部でもPEに該当すると、全体がPEと認定される。また、上記a~eの活動のうち複数の活動を行っている場合は、個々の活動からでなく、全体として準備的・補助的な活動かどうかによってPEか否かを判断される。

3-2) 利子・配当・使用料に対する源泉税

ドイツの会社が日本の会社に貸付けを行い、日本からドイツに金利を支払う場合、日独租税条約による軽減税率10%での源泉税が日本で徴収される（第11条第2項）。他方、ドイツの会社が日本からの借入金に対して金利を支払う場合、日独租税条約では軽減税率10%が規定されているが（第11条第2項）、ドイツの国内法で借入金に対する源泉税が非課税となっていることから、源泉税は発生しない（転換社債・利益分配型債権・在独不動産担保付貸付金は別の規定が適用される）。

ドイツの会社が日本の投資先から受取る配当金に対しては、一定の条件を満たせば軽減税率10%の源泉税が日本で徴収される（第10条第3項）。他方、ドイツ会社から日本の出資者に支

払われる配当金には軽減税率 15%の源泉税がドイツで徴収される(第 10 条 第 2 項)。この 15%という源泉税率はドイツの近隣国にある会社から日本の出資者に配当金を支払うときに徴収される各国での源泉税の税率(各国と日本との間の租税条約に基づく軽減税率)に比べて極めて高い。英国からの配当金は源泉税なし、フランスからは日本の配当金受領者が上場会社の場合は軽減税率ゼロ%、オランダ・ベルギー・ルクセンブルクから日本への配当金に対しては 5%となっている(新しい日米租税条約では米国から日本への配当に対する源泉税率はゼロ%)。このドイツ会社から日本の出資者に支払う配当に対する高い源泉税率は日本企業が投資するにあたってのドイツの立地条件にマイナスに働くと考えられている。

ドイツの会社が日本の会社から使用料を入金する場合、ドイツの会社が日本の会社に使用料を支払う場合、いずれも軽減税率 10%で源泉税を徴収される(第 12 条 第 2 項)。「使用料」に含まれるものとしては、一般的にロイヤリティと言われている特許権・商標権・ノウハウの使用の対価に加え、日独租税条約では設備の使用の対価(リース料・レンタル料)が含まれている(第 12 条 第 3 項)。「使用料」なのか「グループ会社間の費用分担」なのかとか、「使用料」なのか「権利の譲渡」なのかなど、何が「使用料」に該当するかの判断が難しいケースが多いため、専門家のアドバイスを受けることが勧められる(契約書の書き方に左右される場合もある)。

さらに日独租税条約の使用料に対する源泉税を巡って問題になっている点が「設備の使用の対価(リース料・レンタル料)」も源泉税の対象になっている点である(第 12 条 第 3 項)。日本に本社がある在独の駐在員事務所の居住地は、上で解説したように日本になる。従って、在独の駐在員事務所がドイツのリース会社などから事務機器や従業員のためのカンパニーカーなどをリースで使用する場合、このリース料の支払いは、税務上は日本の会社からドイツのリース会社などへ支払ったことになり、日独租税条約に基づいて源泉税を「日本の」税務当局に納付しなければならないことになる。すなわち、ドイツ国内での取引に対して日本の税金が課税されることになる。最近新たに締結された日本と他国との租税条約や最近改定された租税条約ではこの「設備の使用の対価」は源泉税の対象になっていないものが多い。この点から日独租税条約は古くなっていると言えよう。

なお、租税条約に定める軽減税率を適用するにあたっては、事前に軽減税率適用申請しておくことが望ましい。

3-3) 移転価格課税の租税条約上の位置付け

第 9 条では、関係会社間の取引が独立企業間であれば異なる取引条件になっていたであろう場合には、夫々の国の税務当局は独立企業間での取引条件に基づき課税修正することができる。すなわち、移転価格課税は租税条約で認められているということである。これによって発生した日独両国での二重課税は第 25 条に規定されている両国の税務当局間の相互協議で解決することになる。

移転価格課税に関し、日独租税条約にないが、最近新たに締結された日本と他国との租税条約や最近改定された租税条約のいくつかのものには規定されている以下のような規定がある。

- ・ 移転価格課税適用による更正の期間制限(どこまで過去に遡って課税修正できるかの規定)

- ・ 移転価格課税にあたっての他方の国の対応的調整義務規定（一方の国で移転価格課税が行われた場合、その後の相互協議において合意が行われたなら、その合意内容に基づいて双方の国で税額の調整を行うことを義務付ける条項）

これらの点からも日独租税条約は古くなっていると言えよう

4. 日独租税条約改定の必要性(まとめに代えて)

現行の日独租税条約は 1966 年に調印され 1967 年に発効したもので、途中で部分的な改定があったもののほぼ 40 年を経過したものになっており、文中でも述べたように内容が古くなっているものがあり、現地法人、支店、駐在員事務所などの各進出形態ごとに問題点が異なることもあるが、ドイツに進出している日本企業にとって様々な問題を含んでいる。文中に述べたもの以外のものも含めて以下のような問題点があると考えられる(以下のものが全てではない)。

- ・ ドイツから日本へ配当する場合の配当源泉税 (15%) が近隣国から日本へのものに比べて極めて高くなっている(第 10 条)
- ・ 移転価格課税にあたっての他方の国の対応的調整義務規定がない(第 9 条)
- ・ 移転価格税制適用による更正の期間制限がない(第 9 条)
- ・ 在独駐在員事務所の支払うリース料に日本の源泉税が課税される(第 12 条)
- ・ 公的なイベントに招いた芸能人・運動家への課税 (政府および政府関連団体による芸能人等の招聘時の課税免除規定の欠如)(第 17 条)
- ・ ストック・オプションに関する規定がない(第 15 条 または 第 22 条)
- ・ 相続税に関する条約がない

以上、現行の日独租税条約の問題点を指摘しておくことで、この講演会のまとめに代えさせていただくが、条約改定にあたっては在独の日系企業およびその日本の親会社・本社による政府への働きかけ(ロビー活動)が必要であり、デュッセルドルフ商工会議所 税務委員会として、皆様方のご協力をお願いする次第である。

以上

(注)上記のものは 2005 年 7 月 1 日に行われた約 3 時間にわたる講演会の骨格の部分だけをまとめたものであり、講演会で話した内容を全て網羅しているものではない点、さらには一般的かつ平易な言葉で表現しているところがあり、実際の事例の判断にあたっては、詳細な状況の分析、条約・法律の原文および判例や学説を調べる必要のあるものがある点、ご了承いただきたい。